

指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定医療法人扇翔会が開設する野々市市郷・押野地区地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 野々市市郷・押野地区地域包括支援センター

(2) 所在地 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターの職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 保健師等 1名（常勤兼務）

指定介護予防支援の提供を行う。

(3) 主任介護支援専門員等 1名（常勤兼務）

指定介護予防支援の提供を行う。

(4) 社会福祉士等 2名(常勤兼務)

指定介護予防支援の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談はセンター内及び利用者の居宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) その他具体的には「野々市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成26年野々市市条例第19号。以下「基準条例」という。)に従って実施する。

(介護予防支援業務の一部の委託)

第7条 指定介護予防支援の業務のうち次に定める業務において、必要に応じ、指定居宅介護支援事業所に委託するものとする。

(1) 利用者についてのアセスメントの実施

(2) 計画原案の作成

(3) サービス担当者会議の開催

- (4) 計画原案の内容説明及び利用者の同意
 - (5) 利用者及び指定介護予防サービス等の担当者への計画書の交付
 - (6) 計画の実施状況の把握
 - (7) 計画の目標の達成状況の評価
 - (8) 指定介護予防サービスの利用実績の確認
 - (9) 利用者及び指定介護予防サービス等の担当者の連絡調整
- 2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準条
例を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその
家族に十分に説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその
家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧
を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣
が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サ
ービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の区域とする。

野々市市 郷・押野 地区	稲荷、堀内、田尻町、三日市、二日市町、二日市、徳用、 郷町、郷、蓮花寺、柳、長池、押野、押越、野代、御経塚
--------------------	--

(苦情処理)

第10条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位
置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦
情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける担当者を
置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその
家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生し
た場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必
要な措置を行う。

- 2 センターは、サービスの提供に伴って、センターの責めに帰すべき事

由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(秘密保持)

第12条 センターの従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 センターの従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 この規程に定める事項のほか、センターの運営に関する重要事項は特定医療法人扇翔会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。